

議第 37 号 呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 17 号）による雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の一部改正に伴い，関係する規定の整理をするものです。

2 改正の内容

勤続期間 6 月以上で退職した上下水道局企業職員について，当該職員の退職手当の額が雇用保険法に定める失業等給付の額を下回る場合に，その差額を退職手当として支給することとしています。

雇用保険法の一部改正により，同法に規定する高年齢者求職給付金の給付対象及び名称並びに広域求職活動費の名称が変更されたことから，所要の規定の整理を行うものです。

3 施行期日

公布の日

4 新旧対照表

現 行	改正案
(退職手当) 第 15 条 (略) 2～5 (略)	(退職手当) 第 15 条 (略) 2～5 (略)
6 勤続期間 6 月以上で退職した職員（次項の規定に該当する者を除く。）であつて，その者を雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者と， <u>その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業とみなしたならば同法第 37 条の 2 第 1 項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において，その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは，その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い，退職手当として支給する。</u>	6 勤続期間 6 月以上で退職した職員（次項の規定に該当する者を除く。）であつて，その者を雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者と _____ _____ みなしたならば同法第 37 条の 2 第 1 項に規定する <u>高年齢被保険者</u> _____ に該当するものが退職の日後失業している場合において，その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは，その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い，退職手当として支給する。
7 (略)	7 (略)

8 前3項に定めるもののほか，第5項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で管理者が指定するものに対しては，雇用保険法に規定する技能習得手当，寄宿手当，傷病手当，就業促進手当，移転費又は広域求職活動費に相当する金額を同法の規定による当該給付の支給の条件に従い，退職手当として支給する。

8 前3項に定めるもののほか，第5項又は前項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で管理者が指定するものに対しては，雇用保険法に規定する技能習得手当，寄宿手当，傷病手当，就業促進手当，移転費又は求職活動支援費に相当する金額を同法の規定による当該給付の支給の条件に従い，退職手当として支給する。